

仙北市岩盤浴地安全対策検討調査業務委託仕様書

本仕様書では、業務の基本事項を定めるものとし、詳細な事項については、打合せによって決定しながら進めるものとします。

【1. 委託業務名】

仙北市岩盤浴地安全対策検討調査業務委託

【2. 目的】

本業務は地方創生推進交付金を活用し、雪崩の危険性により冬期間の閉鎖が続いている十和田・八幡平国立公園内の岩盤浴地の冬季利用再開に向けた協議を国・県等と行うため、最適な安全対策のあり方の検討することを目的とする。

【3. 契約期間】

契約締結日から平成30年3月16日（金）

【4. 業務内容】

当岩盤浴地が年間を通して安全に利用できる方法があるのか、あるとすればどのような対策が必要かについて、平成24年2月1日に岩盤浴地付近で発生した雪崩事故のあと行われた「雪崩発生要因等の調査」結果やその後、行われた現地の調査資料を検証し、不足するデータがあれば再度調査する。

その上で硫化水素ガスを含む危険な要素を排除するために、ハード面については雪崩対策工の概略設計、ソフト面については再開に向けた運営管理マニュアルを作成する。

①岩盤浴地利用の現状

- ・シーズン中の岩盤浴地の利用状況

ア) 期間

イ) 利用の目的

ウ) 利用者数

・ 日別利用者数

・ 月別利用者数

エ) 利用者の内訳

・ 市内

・ 市外（県内、県外、国外）

オ) 平均滞在日数

②雪崩対策工概略設計

- ・ 有識者等の意見を聞きながら現状に適した対策工を概略設計図書の作成

ア) 発生した雪崩の進路を変更させる。

イ) 切土、盛土をして雪崩を止める。

ウ) 雪崩防止柵を設置し、雪崩を止める。

エ) 雪崩の発生しそうなエリアに植林して大きな林を作る。

オ) 避難用のドームシェルター設置

カ) その他

③雪崩の兆候を察知し避難誘導するマニュアルの作成

将来的なハード対策を実施するまでの間、状況を見ながら硫化水素ガスや雪崩危険度の適正な評価ができるソフト対策に資する管理マニュアル等を作成する。

雪崩発生を検知できるセンサーなどにより、雪崩の兆候をいち早く察知し利用者を安全な場所へ避難させるようなシステムの構築を含む。

④調査検討計画

- ・①②の対策を行うにあたり有識者による検討会等を実施し、これまで行われてきた各種調査結果を検証し、不足するデータについては必要に応じて調査方法を検討し岩盤浴地に雪崩が発生する可能性がある箇所（車道から岩盤浴地までの歩道を含む）の斜面勾配、地形(凹凸、沢地形、走路長、土質地質)、植生、地温等について無雪期の地形測量を実施する。

また、降雪期の起きうる雪崩の種類、雪崩の速度、規模等についてのデータ作成や、硫化水素ガスの溜まりやすい箇所の危険度の調査(場所、岩盤浴地への影響、濃度、空気の流れなど)も併せて実施する。

⑤気象観測調査

- ・平成 24 年の雪崩事故周辺に限らず、周囲の地形等から岩盤浴地に影響すると思われる箇所の降雪期の気温、湿度、風向風速、日射量、積雪深、雪質、雪密度、雪温、硬度、含水率、硫化水素の濃度、風向風速等の観測を行い、その対策について有識者等による検討会を実施する。

【5. 業務の進め方】

契約締結後、進め方や資料確認など適宜、十分な打合せを行いながら進めて行くものとする。

◎スケジュール概要

時期	内 容	
	全 体	検 討 会
9 月	委託事業発注 事業着手 既存データ確認 調査計画立案	メンバー 土木、気象関係の有識者など 第 1 回検討会開催(実施内容について有識者を含む関係者で協議)
10 月	現地調査 地形測量 気象観測調査	
11 月	現地調査 気象観測調査	
12 月	気象観測調査	第 2 回検討会開催(実施内容について有識者を含む関係者で協議)

1月	気象観測調査	
2月	気象観測調査 雪崩対策工概略設計	第3回検討会開催(実施内容について有識者を含む関係者で協議)
3月	気象観測調査 成果品納品 成果品検収・検査 支払額の確定	

【6. 業務委託の範囲】

この仕様書に記載している業務内容を満たす調査設計全般とします。

※気象観測機器は受注者側での手配を含みます。

※委託する地域は国立公園内のため、調査開始前には関係機関との連絡を密にし、その指示に従うこと。

委託事業実施のための地域内への立ち入り、機材等の設置、地表面の掘削等について関係各機関への許可申請及びその書類作成は受注者の責任で行うこと。

※本業務は、地方創生推進交付金の交付を受けて実施するものであることから、受託者は関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

【7. その他】

(1) 受託者が第三者に損害を与えた場合、また、業務遂行に際し、受託者の従業員や機械・設備に事故が発生した場合は、全て受託事業者の責任において解決すること。

(2) 受託者は業務遂行に際し、関係法令を遵守すること。

(3) この仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。